

高松市伏石町2130番地5
株式会社フロムアースト不動産情報センター
代表取締役 佐野 力 様

高松市長 大 西 秀 人



開発行為 **許可** 通知書
不許可

平成30年8月17日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり
許可する ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。
許可しない

1 許可の条件

- ・安全施設を完備して施工すること。
 - ・排水施設を完備すること。
 - ・1号重力式擁壁及び2号重力式擁壁 (B、C) の載荷重は10.0kN/m²以下とすること。
 - ・3号重力式擁壁 (A、B) 及び4号重力式擁壁 (A、B) から50cm以内に荷重を載荷しないこと。
- また、その区域以外の擁壁に影響する部分の載荷重は3.5kN/m²以下とすること。
・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積及び用途

高松市木太町 字東新開
3036番5、3047番
及び地先農道・水路
一戸建ての住宅[非自己の居住用] (実測地積) 1,582.02 m²

注 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。
備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他地造成に関する法令等を守るとともに、工事の適正万全を図ってください。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求め訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 (前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内) に、高松市を被告 (高松市長が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。1にかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます (この場合においては、審査請求をすることができます)。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。

高松市伏石町2130番地5
株式会社フロムアース不動産情報センター
代表取締役 佐野 力 様

高松市長 大 西 秀



開発行為変更許可通知書

平成30年11月21日付けで申請のあった開発行為の変更については、次のとおり
許可する
許可しない
ので、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第35条第2項の
規定により通知します。

1 許可の条件

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・1号重力式擁壁及び2号重力式擁壁(B、C)の載荷重は10.0kN/m²以下とすること。
- ・3号重力式擁壁(A、B)、4号重力式擁壁(A、B)及び5号重力式擁壁(A、B)から50cm以内に荷重を載荷しないこと。
- また、その区域以外の擁壁に影響する部分の載荷重は3.5kN/m²以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積及び用途

高松市木太町 字東新開
3036番5、3047番
及び地先農道・水路

(実測地積) 1,582.02 m²

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指
示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守するとともに、工事の適正万全を図って
ください。

教示

1 この処分について不服があるときは、この処分があった日の翌日から起算して3
か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をす
ることができず、この処分の取消しを求めるとは、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内(前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった
ことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、高松市を被告(高松市長が被告の代表者と
なります。)として提起することができません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対
する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、
審査請求をすることができず、この処分について不服がある場合は、採石業、採石業

2 1にかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業
又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができず(この場合
においては、審査請求をすることができません)。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した
場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。